

平成29年1月18日

答申第753号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成26年度財務諸表における退職給付引当金の「注2 確定給付制度」の記載について「① 事業主拠出額が262億円から220億円と大幅に減額となった要因、② 退職給付支払額232億円の年金支給者数、年間又は月額の高支給金額、最低支給金額、③ ②のデータを保持することなく支給金額の正確性や支給を検証し、正しく支給を可能とするデータの作成部署、決裁承認役職名、④ ②のデータがない理由、⑤ 未認識数理計算上の差異の発生年度別内訳、⑥ 退職給付の支払額31,029,617千円に含まれている退職一時金の支給総額、支給人数、定年退職者への支給人数、退職一時支給金額、⑦ 予想昇給率3.8%の算定根拠（基準給与等その対象となる給与の支給項目、3.8%の昇給の根拠）、⑧ 割引率1.5%の算定根拠となる26年度末時点の職員平均残存勤務期間、退職給付支払見込み期間、採用した安全性の高い国債等の年数」の開示の求めがあった。

NHKは、⑤、⑥、および⑦のうちの「予想昇給率算定の対象となる給与支給項目」は開示したが、①および⑦のうちの「3.8%の昇給の根拠」は労務および人事に関する詳細な情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、②、③、④および⑧は文書が存在しないため、いずれも開示することができないとした。

なお、⑧について、26年度からの退職給付会計基準の変更により割引率の取り扱いが変わったため、職員平均残存勤務期間等は26年度の割引率の算定根拠として使用していないことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①については減額となった要因を記載した文書は存在しないため、②、③および④については、年金受給者に関する個人の個別データから直接退職給付に関する計算を行っており、いずれについてもとりまとめる文書は作成しておらず文書が存在しないため、⑦のうちの「予想昇給率3.8%の昇給の根拠」は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため、⑧は26年度から割引率の取り扱いが変わって職員平均残存勤務期間等は26年度の割引率の算定根拠として使用しておらず文書が存在しないため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、①「事業主拠出額が262億円から220億円と大幅に減額となった要因」、②「退職給付支払額232億円の年金支給者数、年間又は月額の高支給金額、最低支給金額」、③「②のデータを保持することなく支給金額の正確性や支給を検証し、正しく支給を可能とするデータの作成部署、決裁承認役職名」、④「②のデータがない理由」および⑧「割引率1.5%の算定根拠となる26年度末時点の職員平均残存勤務期間、退職給付支払見込み期間、採用した安全性の高い国債等の年数」は、いずれも文書が存在しないため、⑦のうちの「予想昇給率3.8%の算定根拠」のうちの「3.8%の昇給の根拠」は規程第8条1項1号に該当するため、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第766号諮問、審議、答申